

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	子育て支援課	検索番号	10-1
法令名	学校教育法	根拠条項	4-1		
許認可等	私立学校(幼稚園に限る。)の設置廃止及び設置者の変更認可				
<p>1 法令の定め (許認可等要件) 私立学校(幼稚園に限る。)の設置廃止及び設置者の変更の許可に当たっては、幼稚園設置基準(昭和31年12月13日文部省令第32号)を満たすものでなければならない。</p> <p>2 審査基準 ○ 愛媛県私立幼稚園設置及び収容定員変更認可事務取扱要領(昭和54年9月1日付け地方第801号愛媛県総務部長通知)</p> <p style="text-align: center;">愛媛県私立幼稚園設置及び収容定員変更認可事務取扱要領</p> <p>(趣旨) 第1 私立幼稚園の教育内容、施設設備等幼稚園教育の水準を向上させることにより幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園の設置及び収容定員の増加に係る園則の変更(以下「収容定員の変更」という。)の認可事務の取扱いについては、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他の関係法令及び幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号。以下「設置基準」という。)によるほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>(設置者) 第2 私立幼稚園の設置者は、学校法人とする。</p> <p>(園地及び施設等) 第3 私立幼稚園の園地、園舎及び運動場は、設置基準に定める面積については、学校法人の所有とする。施設、設備、園具、教具等についても、同様とする。</p> <p>(負債率) 第4 私立幼稚園を設置し、又は収容定員の変更をしようとする学校法人の負債率(資産総額に対する負債総額の割合をいう。)は、おおむね30パーセント以内とする。</p> <p>(設置場所) 第5 私立幼稚園の設置場所は、既設の私立幼稚園から直線で1キロメートルを超える距離にある場所とする。ただし、人口急増等特別の事情があり、私立幼稚園を設置する必要があると認められる場合は、この限りでない。</p>					

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	子育て支援課	検索番号	10-1の2
法令名	学校教育法	根拠条項	4-1	
許認可等	私立学校 (幼稚園に限る。) の設置廃止及び設置者の変更認可			
<p>(規模)</p> <p>第6 私立幼稚園の規模は、収容定員80人以上 (幼保連携型認定こども園であって、当該施設を構成する幼稚園及び保育所の収容定員の合計が80人以上となるときは、10人以上) 240人以内とする。ただし、人口急増等特別の事情があり、収容定員を増加させる必要があると認められる場合は、収容定員400人以内とすることができる。</p> <p>2 前項の収容定員は、設置又は収容定員の変更をしようとする私立幼稚園の設置場所から直線で2キロメートル以内にある小学校の校区 (地形、交通事情等により当該私立幼稚園に通園する可能性がないと認められる校区を除く。) 内の設置又は収容定員の変更をしようとする前年の5月1日現在の4歳児から2歳児までの総数から、当該小学校の校区内にある既設の私立幼稚園、公立幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所のそれぞれの収容定員の総数を控除した数 (以下「収容可能定員」という。) を基礎として算定する。</p> <p>3 私立幼稚園の設置又は収容定員の変更に係る収容定員 (収容定員の変更にあつては、その増加に係る部分に限る。) は、収容可能定員とおおむね同程度とする。</p> <p>(事前審査)</p> <p>第7 私立幼稚園の設置又は収容定員の変更は、設置又は収容定員の変更をしようとする年度の前年度の5月31日までに、設置にあつては幼稚園設置計画書 (様式第1号)、収容定員の変更にあつては収容定員変更計画書 (様式第2号) の提出を求めて事前審査を行い、適当と認めるものについて認可事務を進めるものとする。</p> <p>(関係行政機関等の意見聴取)</p> <p>第8 私立幼稚園の設置又は収容定員の変更の認可に当たっては、当該私立幼稚園の所在する市町村長及び一般財団法人愛媛県私立幼稚園協会の意見を聴くものとする。</p> <p>(調整)</p> <p>第9 私立幼稚園の設置及び収容定員の変更が収容定員の基礎となる小学校の校区内において競合する場合は、収容定員の変更を優先する。</p> <p>(誓約書)</p> <p>第10 私立幼稚園の設置及び収容定員の変更の認可に当たっては、当該認可を受けた日から3年を経過するまでの間は、新たな収容定員の変更は行わない旨の理事全員の誓約書を提出させるものとする。</p>				

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	子育て支援課	検索番号	10-1の3
法令名	学校教育法	根拠条項	4-1		
許認可等	私立学校(幼稚園に限る。)の設置廃止及び設置者の変更認可				
(認可事項等の遵守)					
第11 私立幼稚園の設置者が、関係法令、設置基準及び認可事項に違反している場合は、新たな幼稚園の設置及び収容定員の変更の認可は行わない。					
附則 (実施期日)					
1 この要領は、昭和54年9月1日から実施する。ただし、第7は、昭和55年4月1日から実施する。					
(経過措置)					
2 第11の規定にかかわらず、昭和54年9月1日現在において、収容定員を超える園児を収容している私立幼稚園が、収容定員の変更をしようとするときは、変更後は収容定員を遵守する旨の理事全員の誓約書を提出させることを条件として、昭和56年度までに限り認可するものとする。					
附則 (実施期日)					
この要領の一部改正は、平成19年4月1日から実施する。					
この要領の一部改正は、平成27年4月1日から実施する。					

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	子育て支援課	検索番号	10-1の 4
法令名	学校教育法	根拠条項	4-1		
許認可等	私立学校(幼稚園に限る。)の設置廃止及び設置者の変更認可				
3 その他					
○ 添付書類					
(1) 学校の設置の認可の申請					
ア 認可申請書					
イ 次の事項を記載した書類					
・目的					
・名称					
・位置					
・学則					
・経費の見積り及び維持方法					
・開設の時期					
ウ 校地校舎等の図面					
(2) 私立学校の収容定員に係る学則変更についての認可の申請					
ア 認可申請書					
イ 次の事項を記載した書類					
・変更の事由及び時期					
・経費の見積り及び維持方法					
ウ 当該変更後の収容定員に必要な校地校舎等の図面					
(3) 学校の設置者の変更の認可の申請					
ア 認可申請書					
イ 次の事項を記載した書類					
・当該設置者の変更に係る地方公共団体又は学校法人が連署して、変更前及び変更後の目的・名称・位置・学則・経費及び維持方法					
(4) 学校等の廃止の認可の申請					
ア 認可申請書					
イ 次の事項を記載した書類					
・廃止の事由及び時期					
・児童、生徒又は幼児の処置方法					